

第6章 自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない安曇野市の実現を目指して～

1. 計画策定の趣旨等

(1) 計画の趣旨

国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向となり、着実に成果を上げています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、令和2年には増加に転じ、国の自殺死亡率は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数も毎年2万人を超え、非常事態はまだまだ続いています。

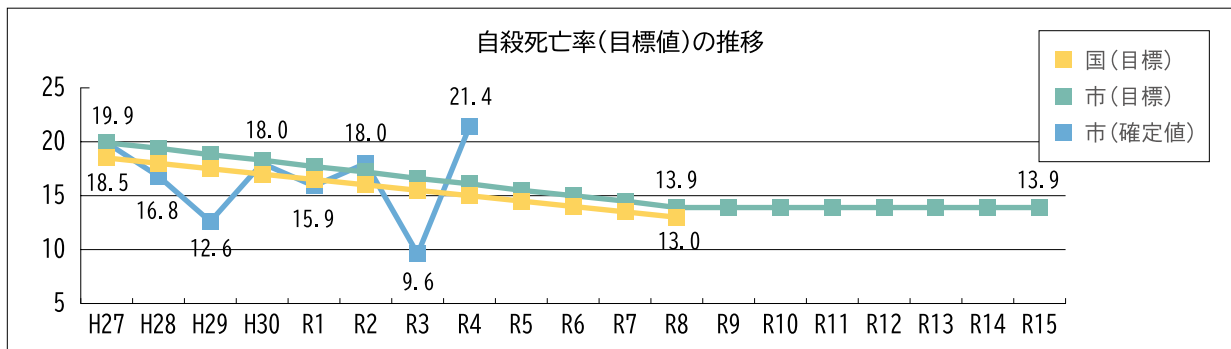
この間、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に、自殺対策基本法が改正され、市では平成31年3月に自殺対策計画を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない安曇野市」を目指してきました。

本計画は令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

(2) 計画の数値目標

自殺総合対策大綱では、令和8年までに、平成27年と比べて自殺死亡率を30%以上減少させ、先進国の水準まで減少させることを目標としています。これを踏まえると市の計画の目標は令和8年までに13.9以下となるため、現時点での計画最終年の目標は13.9以下とします。なお、今後の市の自殺死亡率の推移や国の自殺総合対策大綱の見直し等も踏まえて、計画の数値目標を検討していく予定です。(目標値は、国と同様に人口動態統計の数値から算出)

【図表1】



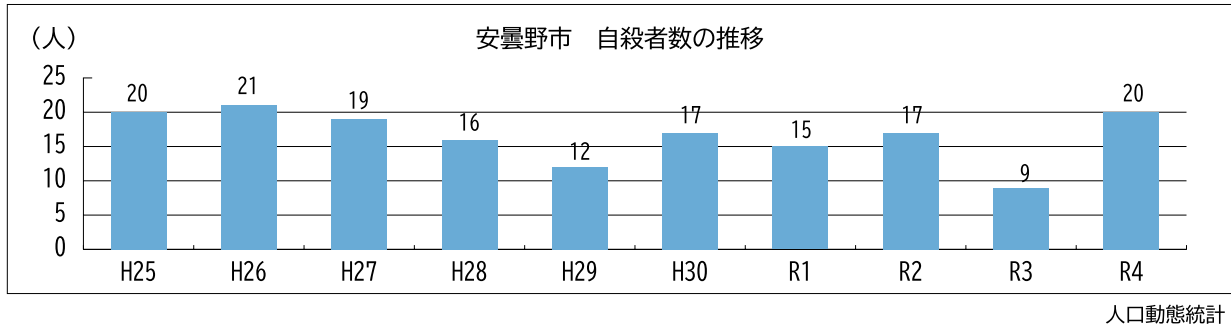
※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

人口動態統計

2. 安曇野市における自殺の現状

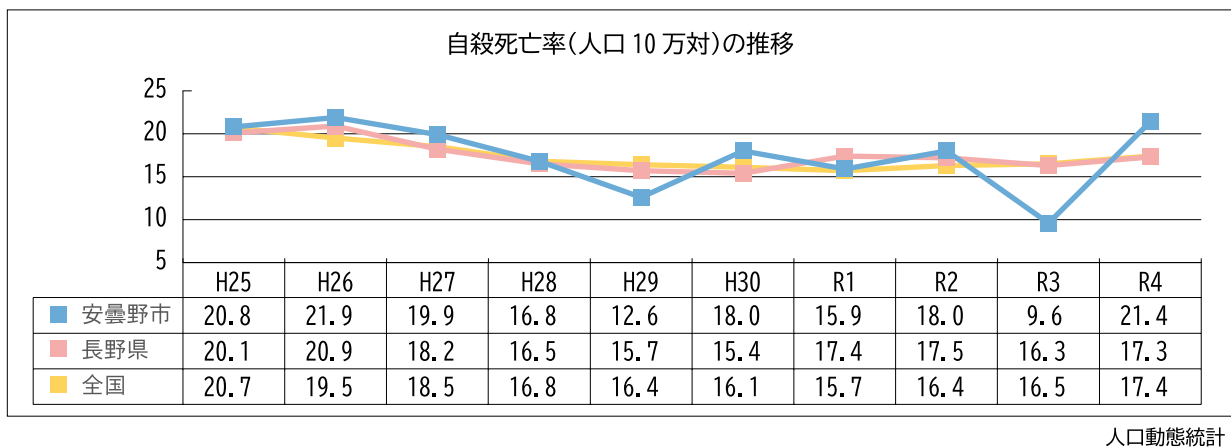
(1) 安曇野市 自殺者数の推移

【図表 2】



(2) 自殺死亡率（人口10万対）の推移

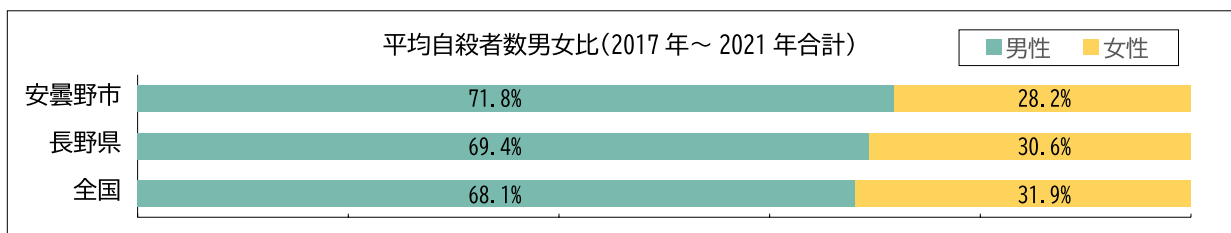
【図表 3】



市の自殺死亡率は年により増減はあるものの、令和3年までは緩やかに減少傾向でしたが、令和4年は増加しました。

(3) 自殺者の男女比

【図表 4】

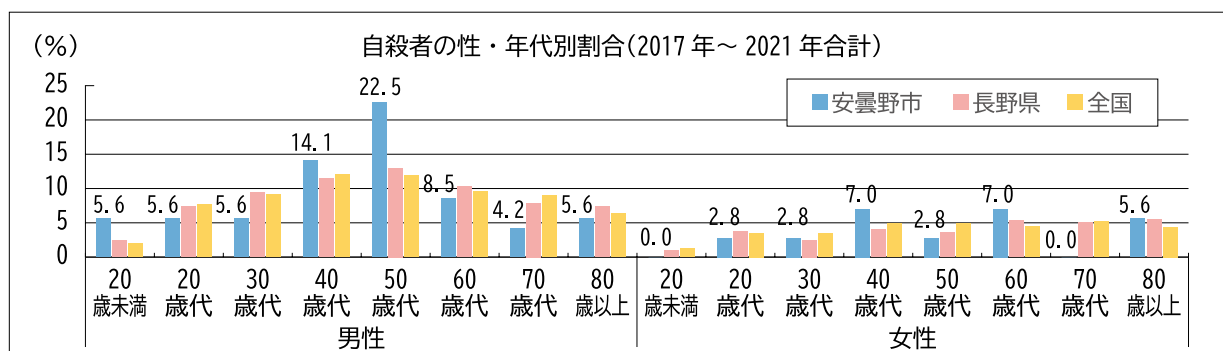


いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022」

男女比は男性が女性の2.5倍で全国・県と比べても男性の割合が高いです。

(4) 自殺者の性・年代別割合

【図表 5】

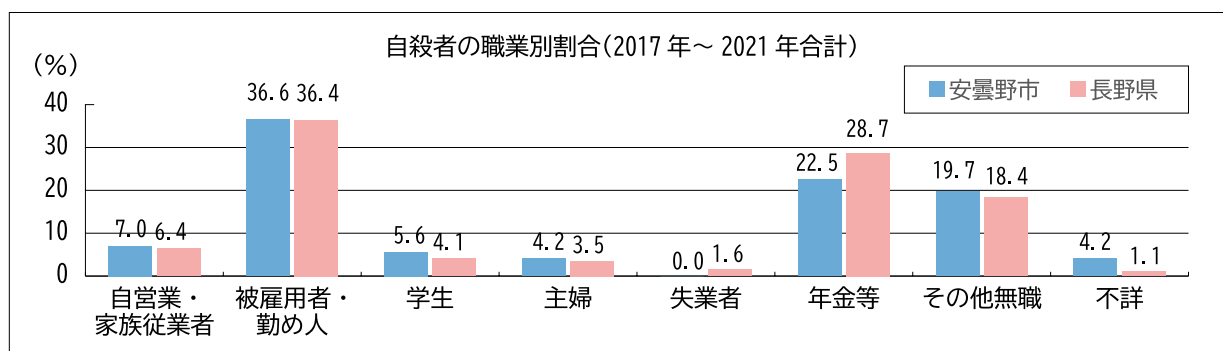


いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール 2022」

全国・県と比べると男性では20歳未満、40歳代、50歳代、女性では40歳代、60歳代が多くなっています。中でも50歳代男性が全体の22.5%と多い状況です。

(5) 自殺者の職業別割合

【図表 6】

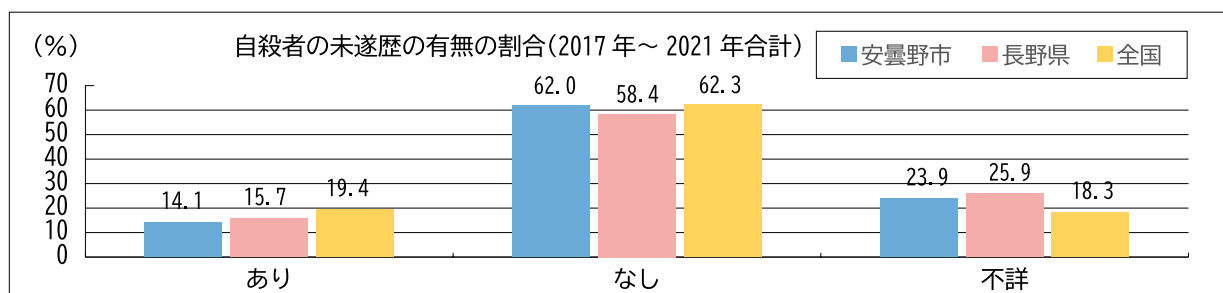


いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール 2022」

職業別では被雇用者・勤め人が36.6%を占め、続いて年金等、その他無職と続いています。

(6) 自殺者の未遂歴の有無の割合

【図表 7】



いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール 2022」

14.1%が未遂歴ありとなっています。

(7) 安曇野市全体における特徴及び課題

【図表 8】

◆ 性別	男性＞女性 男性が全体の71.8%
◆ 年代	男性40～59歳の働き盛りの年代で全体の36.6% 60歳以上が全体の30.9% 20歳未満男性の割合が国・県に比べて多く5.6%
◆ 職業状況	職業別では被雇用者・勤め人が36.6%

(8) 対策が優先されるべき対象群

2017年～2021年、市において自殺者が多い属性は以下の5区分となっています。

【図表 9】

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位：男性40～59歳 有職同居	14	19.7%	25.5	配置転換→過労→職場の人間関係の 悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位：男性60歳以上 無職同居	6	8.5%	16.2	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲 れ)+身体疾患→自殺
3位：女性60歳以上 無職同居	6	8.5%	9.3	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位：男性40～59歳 無職独居	4	5.6%	528.6	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
5位：男性40～59歳 無職同居	4	5.6%	105.9	失業→生活苦→借金+家族間の不和 →うつ状態→自殺

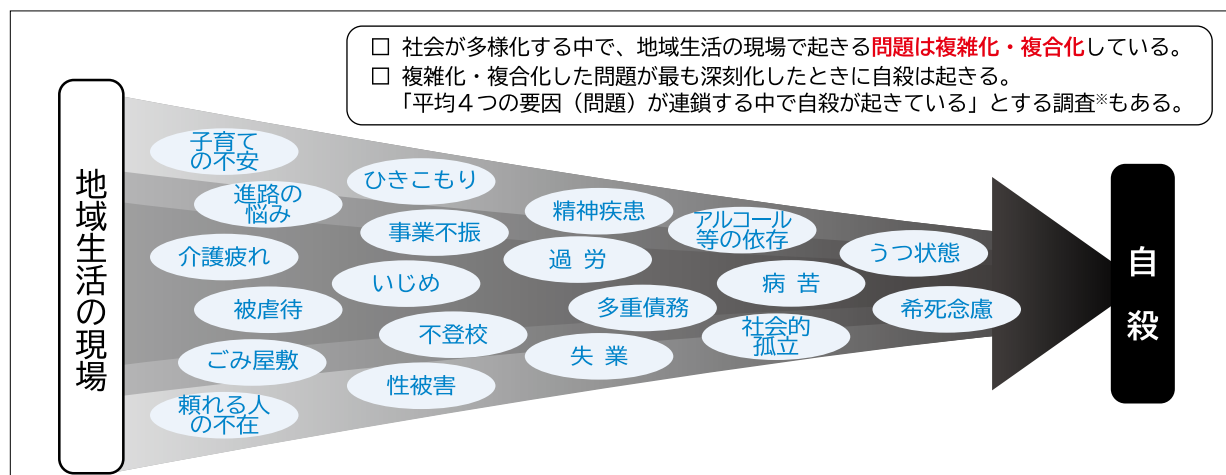
資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計

・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

* 自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したものの。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

【図表 10】 自殺の危機要因イメージ図



※『自殺実態白書 2013(NPO 法人ライフリンク)』

3. 自殺対策の基本方針

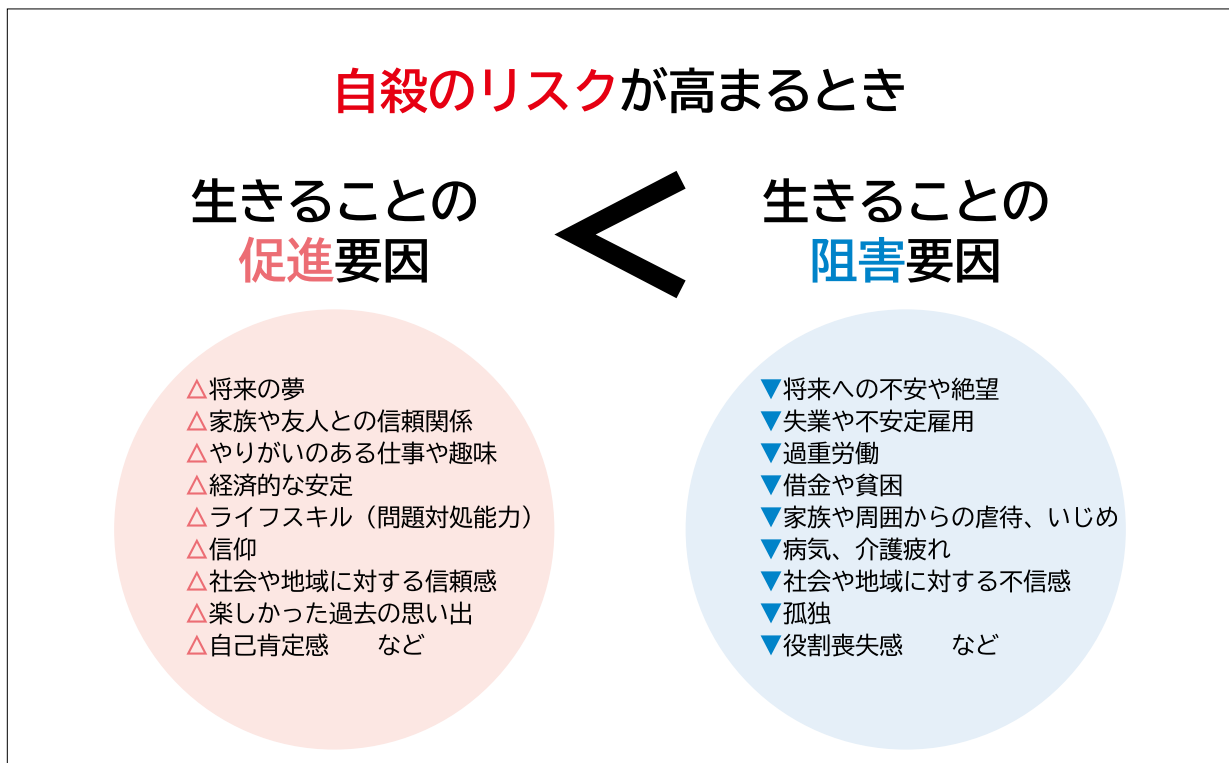
自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて「生きることの包括的な支援」として自殺リスクを低下させる方向で推進することが必要です。

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含めた包括的な取組が重要です。また、包括的な取組を実施するために、さまざまな分野の施策、人々や組織が密接に連携し、関連施策との有機的な連動による総合的な対策の展開を図ります。

自殺に追い込まれることは「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうしたことへの理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということ、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動に取り組むことで、実践との両輪として推進していきます。

【図表 11】



NPO 法人ライフリンク作成

4. 安曇野市の自殺対策における取組

「自殺総合対策大綱」の基本認識と基本方針を踏まえ、市では次の4点を地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない「基本施策」として推進していきます。

【図表 12】

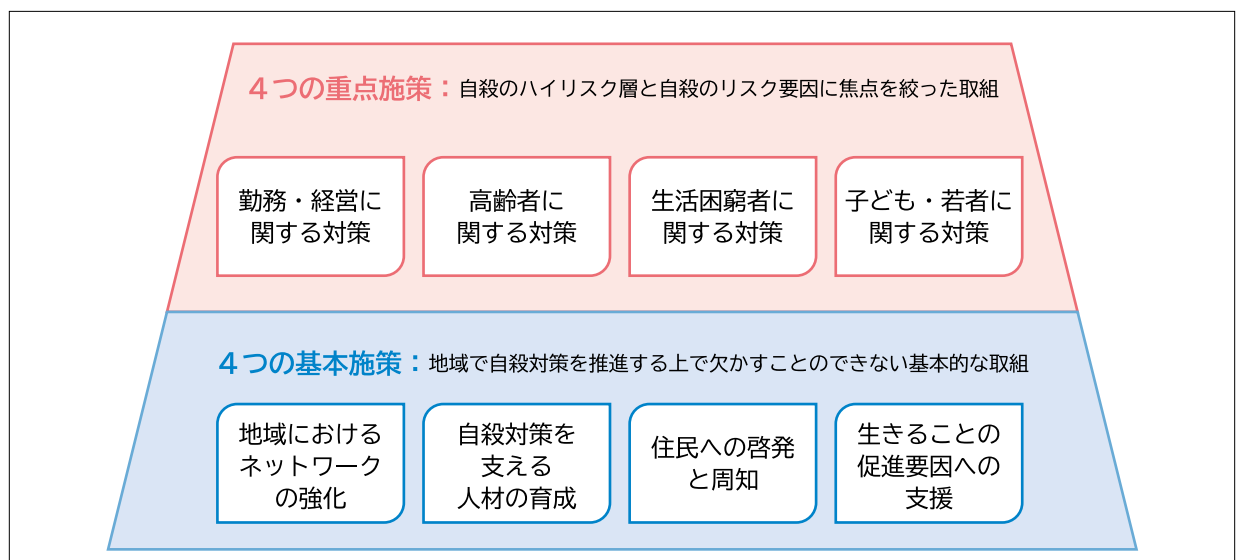
基本施策 1	地域におけるネットワークの強化
基本施策 2	自殺対策を支える人材の育成
基本施策 3	住民への啓発と周知
基本施策 4	生きることの促進要因への支援

また、いのちを支える自殺対策推進センターが、市の自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロフィール」において、重点課題として推奨された「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮」と市の現状や自殺総合対策大綱で更なる推進が求められている「子ども・若者」を自殺対策における「重点施策」として推進していきます。

【図表 13】

重点施策 1	勤務・経営に関する対策
重点施策 2	高齢者に関する対策
重点施策 3	生活困窮者に関する対策
重点施策 4	子ども・若者に関する対策

【図表 14】 施策体系図



(1) 基本施策

ア．基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも取り組みます。

【図表 15】

取組	内容	担当
安曇野市健康づくり推進協議会	関係機関や民間団体などで構成する安曇野市健康づくり推進協議会において、関係機関などとの連携を強化し、地域全体での取組を推進します。	健康推進課
安曇野市自殺対策推進庁内会議	相談窓口担当者など自殺対策の関係課で情報を共有する庁内会議を設け、連携強化を図ります。会議では必要に応じて関係課や関係機関の参加を求めます。	健康推進課

イ．基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策には、さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成をする必要があります。市では相談支援にあたる職員だけでなく、市職員全体や市民に対して研修を実施し、自殺対策を支える人材を育成していきます。また、県等で実施する研修会に積極的に参加します。

【図表 16】

取組	内容	担当
ゲートキーパー(※)研修会	身近な人のサインに気づき、気づいた場合に適切に対応できるよう市民をはじめ様々な人に対してゲートキーパー研修会を開催します。	健康推進課
自殺対策研修会への参加	国や県で開催される自殺対策をテーマとした研修会に保健師が参加します。	健康推進課
相談業務スキルアップ事業	症例検討等を通し、リスクが高い対象者への保健師の対応技能を向上させ、ゲートキーパー的役割を担います。	障がい者支援課 健康推進課
放課後学習室指導員のスキルアップ	放課後学習室の指導員のスキルアップを図るため、ゲートキーパー研修会等へ参加します。	学校教育課

※ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことです。自殺対策では専門性の有無に関わらず、それぞれの立場でできることから進んで行動をおこしていくことが重要とされています。

ウ．基本施策3 住民への啓発と周知

今や自殺の問題は一部の人や地域の問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題となっています。そのため自殺に追い込まれるという危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということを、市民の共通認識となるように普及啓発を行っていきます。

また、若者は自発的な相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われています。国の取組としては、インターネット上の自殺予告事案に対する迅速・適切な対応を継続して実施すると共に、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備や、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進を行うとしています。市もインターネット等の適切な利用について啓発活動を実施していきます。

【図表 17】

取組	内容	担当
こころの健康・自殺予防に関する広報	市の広報紙にこころの健康や自殺対策について記事を掲載します。	健康推進課
相談窓口一覧の作成・配布	自殺予防のための相談窓口一覧を作成し、配布します。	健康推進課
自殺予防週間、自殺対策強化月間周知	市内施設へのポスター掲示や市の広報紙による啓発を行います。	健康推進課
人権啓発	人権擁護委員等と人権問題について啓発する内容の展示等を行います。	人権共生課
青少年育成に関する広報・啓発	インターネット、スマートフォン等の正しい使用方法の広報活動を行います。	子ども家庭支援課
こころの健康を考えるつどい	こころの健康に関する講演会を市民向けに実施します。	健康推進課
共生社会づくりフォーラム	多様性を尊重し合う共生づくりのため関係団体と連携しフォーラムを開催します。	人権共生課
ひきこもり支援事業	ひきこもり対策についての講演会を開催します。	子ども家庭支援課
理解促進研修・啓発事業	地域住民に向け、障がい者等に対する理解を広めるため、講演会等を開催します。	障がい者支援課

Ⅰ. 基本施策 4 生きることの促進要因への支援

自殺の危機要因は心身の悩みや病気、子育て、家族の問題、介護、過労、失業、生活困窮、社会的孤立等多岐に渡ります。個人においても社会においても、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高くなります。自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる必要があります。市では関係機関と連携し、相談体制の充実を図り、相談窓口や支援サービス等の情報提供及び切れ目のない支援を実施します。（重点施策に関する支援は、重点施策の項に主に掲載）

【図表 18】

取組	内容	担当
健康相談	うつ等の悩みや、その他の疾病に関する相談に随時対応します。	健康推進課
母子健康手帳の交付	母子健康手帳を交付すると共に妊婦の状況を把握し、必要な人は早期に必要な支援につなげます。	健康推進課
出産・子育て応援給付金事業	すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、相談に応じ必要な支援につなぐ伴走型支援と経済的支援を行います。	健康推進課
妊婦訪問	妊娠中の健康状態を把握し、出産に対する不安を軽減して、安心して出産に臨めるように支援します。	健康推進課
産婦健康診査	産後うつの早期発見と支援のために、産後間もない産婦に対して心身の状態をみる健康診査を実施します。	健康推進課
産婦・乳幼児等訪問指導	母子の心身の状況・育児環境を把握し、育児に必要な保健指導・相談支援を行います。	健康推進課
産後ケア事業	医療機関又は助産所で母体の管理や育児指導を行う産後ケアに対して市が助成し、出産後の育児不安の軽減を図ります。	健康推進課
乳幼児健診・健康相談	母子の心身の状況を把握し、保護者が見通しを持って育児に取り組めるよう、個々に応じた保健指導・相談支援を行います。	健康推進課
母乳・育児相談	保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士等による相談を実施し、育児に関する様々な不安の軽減を図ります。	健康推進課
母子・子育て相談窓口	主に出産前後の母子を対象に各種相談に対応し、必要に応じて各相談窓口・事業につなげます。	健康推進課
子ども発達支援相談室の相談事業	発達に心配のある子どもとその保護者・支援者からの相談に対応します。	子ども家庭支援課
ショートステイ事業	保護者の病気、出産等の理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に児童養護施設等で養育・保護します。	子ども家庭支援課
ファミリーサポート事業	子育ての手助けが必要な人と手助けできる人を会員として、地域で助け合いながら相互援助活動を行います。	子ども家庭支援課 社会福祉協議会
家庭児童相談	相談員を配置し、子育てに関する相談に対応します。また、児童虐待の防止及び予防に係る相談支援を実施します。	子ども家庭支援課
ひとり親相談	ひとり親家庭の自立に向け日常生活での不安等に対する相談、助言を行います。	子ども家庭支援課
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け子どもの福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。	子ども家庭支援課
精神保健相談・訪問	精神疾患を持つ本人、家族の相談に応じます。	健康推進課 障がい者支援課
障がい者福祉サービスの提供	障がいのある人が安心して暮らし、地域の一員としてともに生きる社会づくりを目指して障がい福祉サービスを提供します。	障がい者支援課
地域活動支援センターの運営	障がいのある人が地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう地域活動支援センター事業・相談事業を指定管理委託し実施します。	障がい者支援課

取組	内容	担当
理解促進研修・啓発事業	地域住民に向け、障がい者等に対する理解を広めるため、講演会等を開催します。	障がい者支援課
障がい児等指導相談事業	小中学校において、障がいのある児童生徒及び不登校傾向の児童生徒が安心して学習できる環境整備を推進するため、教職員及び保護者に対して作業療法士、言語聴覚士、学校心理士等を派遣します。	学校教育課
障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置をします。	障がい者支援課
ひきこもり支援事業	ひきこもりに関する、本人や家族等からの相談について、相談・支援を行います。また、啓発講演会や家族交流会を開催します。	子ども家庭支援課
松本あすなろの会（中信地域自死遺族交流会）	自死で家族を亡くされた人が同様の体験を持つ仲間の中で安心して気持ちを語る体験を通じて心が癒されることを目的とした交流会の情報提供に努めます。	健康推進課
自殺未遂者等への相談・訪問	自殺未遂者を把握した場合、医療機関や保健福祉事務所等と連携し相談等の支援をします。	健康推進課
心配ごと相談事業	様々な困りごとや心配ごとの解決方法を共に考え、必要に応じて専門機関へつなげます。市内5会場で月2回実施します。	福祉課 社会福祉協議会
市民相談事業	弁護士、司法書士、行政書士など、専門家との相談の機会を設けます。	地域づくり課
安曇野市民生児童委員協議会	民生委員、児童委員が地域住民の福祉に関する相談に応じ、市や関係機関と連携して支援を行います。	福祉課
人権なんでも相談	人権に関わる問題の相談所を年に12回開催し、人権擁護委員が対応します。	人権共生課
女性相談	夫婦関係や経済的問題など、家庭内の相談に対応します。また、配偶者暴力相談支援センターを設置し、配偶者間暴力の被害者について、相談支援を行います。	子ども家庭支援課
消費生活相談	悪質商法や電話でお金詐欺（特殊詐欺）などの相談に対応します。	地域づくり課 安曇野市消費生活センター 長野県中信消費生活センター

(2) 重点施策

ア．重点施策1 勤務・経営に関する対策

市の5年間（2017年～2021年）における自殺者のうち、有職者は43.6%を占めています。自殺の要因はさまざまですが、長時間労働や配置転換、職場の人間関係など勤務に関する問題がきっかけになる可能性があります。

各職場での対策だけでなく、行政と地域の業界団体の役割も重要となるため、関係機関とも連携し、勤務問題による自殺対策に向けた取組が必要です。

市が率先して職員のメンタルヘルス対策に取り組み、市内企業の自殺対策の推進を促進して

いきます。

【図表 19】

取組	内容	担当
生活労働相談会	突然解雇された、賃金を払ってもらえない、有給休暇が付与されない等、労働問題の全般について専門の相談員が、公正中立な立場で相談に応じアドバイスを行います。	商工労政課 ユニオンサポートセンター
労働相談・巡回相談会	雇用や労働条件についての疑問や人事・労務管理上の問題など、労働問題全般について、公正・中立な立場で、専門の労働相談員が悩みを聞き解決に向けてアドバイスします。	商工労政課 長野県中信労政事務所
職場定着セミナー	仕事へのモチベーションを高め、短期離職を防止するための若手社員対象のフォローアップセミナーと、内定者向けのスキルアップセミナーです。	商工労政課
安曇野市制度資金 長野県中小企業融資制度	市内中小企業事業者を支援するため、安曇野市制度資金及び長野県中小企業融資制度により金融機関を通じて低利融資を行うと共に、一部信用保証料の補助及び利子の補給を行います。	商工労政課 長野県経営・創業支援課 商工会
市職員のメンタルヘルス研修	こころの健康に関する研修会を開催し、精神面での自己管理意識を高めます。 新採用職員、一般職員（セルフケア） 新任管理監督職対象（ラインケア）	職員課
市職員のストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づき、職員のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図ります。	職員課 学校教育課
市職員の産業医等面談	長時間勤務者やストレスチェックで高ストレスだった者には産業医又はカウンセラーが、長期療養者に対しては産業医が面談を実施します。	職員課
教職員健康推進事業	月平均の時間外勤務時間が80時間を超える教職員に産業医の面接指導を実施します。	学校教育課
市職員のカウンセリング事業	希望者を対象に日本産業カウンセラー協会から派遣されたカウンセラーがカウンセリングを実施します。	職員課 学校教育課
市職員のカウンセラーによる個別面談	新規採用職員、異動係長及び係長昇格者らを対象に産業カウンセラーが面談をし、こころの健康に関する問題への気づきの促しや、必要に応じて外部の関係機関との相談・連絡調整、専門医への受診支援も実施します。	職員課
市職員超過勤務実態調査	長時間勤務による健康障害の防止対策の推進を図ります。	職員課

イ．重点施策2 高齢者に関する対策

市の5年間（2017年～2021年）における自殺者のうち、60歳以上の人全体が全体の30.9%を占めており、男性が59%で女性が41%の割合となっています。

高齢者は、有病率が高く身体的・精神的不調を慢性的に感じている人が多くなってくことや、死別や離職などによる喪失感を抱えるといった課題があります。高齢者の自殺については、これらの高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。行政サービス、民間事業者のサービス、民間団体や地域の支え合いなどの支援を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

【図表 20】

取組	内容	担当
地域包括ケア推進事業	高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう医療、介護、介護予防、住まい等日常生活の支援が包括的に確保される体制を整えます。	高齢者介護課
地域見守り活動に関する連携協定	市と活動に賛同した団体が、相互に連携協力し、高齢者等の緊急事態などに適切かつ速やかに対応する地域見守り活動を行う。高齢者等が地域で安心して生活することができる地域づくりに関する活動を行います。	高齢者介護課
生活支援体制整備事業	市内5地域において、生活支援コーディネーターを配置するとともに、高齢者福祉団体と協議体を組織し、地域の支え合いによる生活支援や介護予防を広げ、地域で多様な主体によるサービス提供を推進します。	高齢者介護課
高齢者総合相談支援業務	地域包括支援センターにおいて、高齢者の介護、福祉、医療などに関することをはじめ、認知症、ヤングケアラー等介護問題、介護疲れや悩みなどに対して関係機関との連携を図り支援します。	高齢者介護課
権利擁護に関する相談	高齢者の人権や財産を守るため、虐待や消費者被害への対応、成年後見制度の利用に向けて支援します。	福祉課 高齢者介護課
高齢者通院等サービス事業	65歳以上で要介護3以上の認定を受けている人を対象に通院などの移送時のタクシー等利用の料金助成を行います。	高齢者介護課
軽度生活支援サービス	65歳以上の高齢者世帯で日常生活の援助が必要な人に対しごみ出しなど軽易な作業の支援をします。	高齢者介護課
緊急通報サービス	65歳以上のひとり暮らしの人が、家庭で安心して生活できるよう緊急通報装置を設置します。	高齢者介護課
要介護高齢者福祉施設入所措置（養護）	環境的な理由や経済的な理由によって、在宅において生活することが困難な65歳以上の人を養護老人ホームに入所措置を行います。	高齢者介護課
生活管理指導短期宿泊（ショートステイ）サービス	やむを得ない理由により在宅生活が困難な場合、養護老人ホームを7日以内で利用することができます。	高齢者介護課
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。	高齢者介護課

取組	内容	担当
認知症カフェ 運営事業補助金	認知症の人やその家族、ボランティア等が集う認知症カフェの運営費の一部を助成します。	高齢者介護課
アクティブシニア がんばろう事業	健康体操やコーラス等健康増進や介護予防のために健康づくりの活動を定期的に行う団体を支援します。	高齢者介護課
シニアクラブ活動 助成事業	シニアクラブが行う社会参加事業に対し助成を行い、高齢者の社会参加を促します。	高齢者介護課
シルバー人材 センター	高齢者の就労や生きがいづくりの場としてシルバー人材センターに補助を行っています。	高齢者介護課
ひとり暮らし高齢者 実態調査事業	各種福祉施策に役立てるため、民生児童委員の協力でひとり暮らし高齢者の実態調査を行います。	高齢者介護課
地域福祉センター 管理運営	老人福祉センターや地域福祉センターなどを利用することができます。60歳以上の人は入浴ができ、交流や相談の場となります。	高齢者介護課 社会福祉協議会

ウ．重点施策3 生活困窮者に関する対策

生活困窮状態にある人は、経済的な問題だけではなくさまざまな問題を、複合的に抱えた結果、自殺に追い込まれることが考えられます。生活困窮の状態にある人や、生活困窮に至る可能性のある人が自殺に至らないように、生活者に最も身近な市において、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進める必要があります。また、国や県、各種団体で実施している事業が有効に活用されるよう連携・周知していきます。

【図表 21】

取組	内容	担当
生活困窮者自立支援 事業（自立相談支援 事業）	生活就労支援センターによる相談支援、自立支援計画作成やサービス提供、または、地域におけるネットワークづくりを行います。	福祉課 まいさぼ安曇野
住居確保給付金	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失又は喪失する恐れのある人を対象に、期限付きで家賃相当額（上限あり）を支給し、就労支援等を行い住宅と就労機会の確保を支援します。	福祉課 まいさぼ安曇野
就労準備支援事業	就労が困難な人に一定期間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。	福祉課 まいさぼ安曇野
生活困窮世帯の 子どもの学習支援	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもの学習支援、仲間との出会い活動ができる居場所づくりを行います。	福祉課 まいさぼ安曇野
生活保護施行に 関する事務	生活に困窮する者に対し、最低限度の生活ができるよう困窮の程度に応じて生活費などを援助するとともに、就労支援などにより自立の助長を支援します。	福祉課
ホームレス対策事業	住居のない生活困窮者に対し、一定期間、宿泊場所や食事を提供し、その間に住宅の確保や就労について支援します。	福祉課

取組	内容	担当
生活保護受給者等 就労自立促進事業	ハローワークと連携し、生活保護受給者や児童扶養手当受給者に対して就労支援を行います。	福祉課 子ども家庭支援課
被保護者就労支援事業	生活保護受給者の就労を促進し、経済的自立を図ることを目的に就労相談員が就労に向けた支援をします。	福祉課
行旅者対策事業	行旅者に対し本人が行きたいところまでの交通費を負担し、ホームレス化を防ぎます。	福祉課
心配ごと相談	様々な困りごとや心配ごとの解決方法を共に考え、必要に応じて専門機関へつなげます。	福祉課 社会福祉協議会
ふるさとハローワーク (地域職業相談室)	就業促進と利便性向上のため、ハローワークの求人情報の検索・閲覧、職業相談と紹介等が市内でできる「ふるさとハローワーク」を設置しています。	商工労政課 松本公共職業安定所
わかもの就職サポート 相談会(ミニジョブ カフェ)	概ね45歳までの若年求職者を対象に、就職活動を進める上での悩み等について専門家が1対1で相談に応じます。	商工労政課 ジョブカフェ信州
若者サポートステーション 利用説明・個別相談	15～39歳までの若年無業者の人を対象に、職業的自立にむけた総合的支援を行う若者サポートステーションの説明会や個別相談を行います。	商工労政課 特定非営利活動法人ジョイフル

エ．重点施策4 子ども・若者に関する対策

国の小中高生の自殺者数は増加しており、市においても特に20歳未満の男性の割合が国・県に比べて多い状況にあります。

地域の相談機関や抱えた問題の解決策を知らないがゆえに支援を得ることができず、自殺に追い込まれる人が少なくない状況があります。学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいのか具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めて良いということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進します。また、子ども・若者を支援する関係機関が連携し、支援の充実を図ります。

【図表 22】

取組	内容	担当
SOSの出し方に関する教育の実施	中学生を対象に命の大切さやSOSの出し方、こころの健康の保持に係る教育を実施します。	学校教育課
教職員や保護者に対する普及啓発	日頃、児童生徒と接している教職員や保護者に対し、SOSの捉え方や相談先について周知します。	学校教育課
放課後学習室	学習に困難さを抱える小学校高学年、中学生に対して、補習的な支援を行い、学校生活への不適應の緩和や不登校の予防の一助とします。	学校教育課
安曇野市 青少年センター事業	青少年の非行防止、健全育成を図るため、センターだよりや講演会による広報啓発活動や電話相談窓口設置や街頭巡回を行います。	子ども家庭支援課

取組	内容	担当
不登校支援コーディネーターの配置	不登校支援コーディネーターを配置し、スクールソーシャルワーカーと連携し、本人及び家庭への相談・助言・指導を実施します。	学校教育課
教育支援センター運営、自立活動支援員の配置	小中学校に、ほっとルーム等相談室の対応を主に行う学校支援員を配置します。また、不登校の児童生徒の家庭への相談・助言に対応するため、市教育支援センターに適応指導教室を開設します。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置	スクールソーシャルワーカー（社会福祉士）を配置し、教育活動の充実や児童生徒の健全育成のため、学校だけでは解決困難なケースについて積極的に関係機関等と連携した対応を行い、課題の克服・軽減を図ります。	学校教育課
スクールカウンセラー（SC）派遣事業	臨床心理士等をスクールカウンセラーとして派遣し、相談・指導体制の充実を図ります。学校の要望に応じて、NPO法人長野県子どもサポートセンター登録の認定カウンセラーを長期継続的に配置し、子どもに緊密に接する機会を増やし、相談・助言体制の充実を図ります。	学校教育課
安曇野市コミュニティスクール（ACS）事業	学校と地域が連携して子ども達を育む安曇野市コミュニティスクール事業により、学習支援・見守りボランティアを行います。	学校教育課
いじめ不登校問題対策連絡協議会	児童及び生徒のいじめ、不登校等の問題の現状調査及び指導方法または発生防止の調査研究を行い、合わせて具体的な施策の策定を行います。	学校教育課
不登校対策推進チーム連絡会	不登校児童生徒への具体的支援導入に向け、各校実務担当者が構成し、小中連携や情報交換、研修、校内の支援体制づくりを行います。	学校教育課
教育支援センタースタッフ会	教育相談に関わる関係者の情報交換、教育支援センターの運営に関する相談を行います。	学校教育課
個別支援会議	支援を必要とする児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、関係者が情報を共有し支援方法について検討します。	学校教育課 障がい者支援課 子ども家庭支援課 健康推進課

5. 主な評価指標

本計画の主な評価指標を次表のとおりとし、毎年度、取組状況を取りまとめて、その進捗状況を検証・評価し PDCA サイクル[※]により計画を推進していきます。

【図表 23】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和15年度)	出典等
基本施策1 地域におけるネットワークの強化			
安曇野市自殺対策推進庁内会議の開催	年1回	年1回以上	
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成			
ゲートキーパー研修受講者数	605人 (R1～R4)	1,500人 (R6～R15)	
基本施策3 住民への啓発と周知			
市広報紙での啓発	年2回	年2回以上	
基本施策4 生きることの促進要因への支援			
育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	89.9% (R3)	92.1% (R9)	第2次総合計画(後期)
重点施策1 勤務・経営に関する対策			
勤務問題を理由とする自殺者数	10人 (H30～R4)	7人 (R11～R15)	地域における自殺の基礎資料
重点施策2 高齢者に関する対策			
元気高齢者の割合	90.1%	90.4% (R9)	第2次総合計画(後期)
重点施策3 生活困窮者に関する対策			
「生活に困ったときに相談できる体制が整っている」と思う市民の割合	18.8% (R3)	20.0% (R9)	第2次総合計画(後期)
重点施策4 子ども・若者に関する対策			
「SOSの出し方に関する教育」を実施する公立中学校	全校実施	全校実施	

※ PDCA サイクルとは、Plan (計画)・Do (実行)・Check (評価)・Action (改善) という工程を継続的に繰り返す仕組み (考え方) のことです。

6. 自殺対策の推進体制

(1) 安曇野市自殺対策推進庁内会議

相談窓口担当者など自殺対策の関係課で構成する「安曇野市自殺対策推進庁内会議」を設け、自殺対策計画に基づいて実施する事業を評価・検証していきます。会議では必要に応じてその他の課や関係機関の参加を求めます。事務局は保健医療部健康推進課に置きます。

【図表 24】

部局名	課名	職名
政策部	人権共生課	人権共生係長
市民生活部	地域づくり課	生活安全係長
福祉部	福祉課	生活支援担当係長
福祉部	高齢者介護課	長寿福祉係長
福祉部	高齢者介護課	介護予防担当係長
福祉部	障がい者支援課	障がい福祉担当係長
商工観光スポーツ部	商工労政課	商工労政担当係長

教育関係の委員については、教育委員会から推薦された者をもって充てる